平成21年度秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会の開催について

後期高齢者医療制度を円滑に運営するにあたり、被保険者等の方から制度の基本的な事項について意見を聞くため、次のとおり平成21年度運営懇話会を開催します。

- **1 日 時** 平成21年12月3日(木)午後2時~
- 2 場 所 秋田県市町村会館 2階 特別会議室
- 3 内容 説明、報告等
 - (1) 説明(3件)
 - (ア) 後期高齢者医療制度について
 - (イ) 広域連合について
 - (ウ) 運営懇話会について
 - (2) 報告(1件)
 - (ア) 後期高齢者医療保険料率の考え方について
- 4 **委** 員 被保険者、保険医・保険薬剤師、学識経験者、関係団体の代表 計13名

5 傍聴について

運営懇話会を傍聴できます。傍聴を希望される方は、傍聴券を交付しますので、 当日、会場までお越しください。

なお、会場の都合上、傍聴席には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

傍聴にあたっての注意

- (1) 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。
- (2) 傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、会長は、傍聴人の数を制限することができる。
- (3) 傍聴人が傍聴席において撮影等をする場合は、あらかじめ会長の許可を得ることとする。
- (4) 傍聴人が傍聴席において録音等をすることは認めない。
- (5) 傍聴人の発言は認めない。
- (6) 傍聴人は、すべて会長及び係員の指示に従わなければならない。
- (7) 会長は、傍聴人が会長及び係員の指示に従わず、会議の進行を妨害したと認めるときは、これを制止し、当該傍聴人を退場させることができる。